

今後の幼児教育・保育における市立幼稚園のあり方に関する検討会開催要綱

令和4年7月5日

教育長決定

(趣旨)

第1条 本市の公・私立の就学前教育・保育全体における市立幼稚園の役割を踏まえ、改めてそのあり方の検討を行うにあたり、専門的な見地や幅広い意見を求めることを目的として、今後の幼児教育・保育における市立幼稚園のあり方に関する検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

(委員)

第2条 検討会に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 地域において子育ての支援を行う者
- (4) 子どもの教育・保育に関する事業に従事する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育長が特に必要があると認める者

2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、10名以内とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、令和5年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の指名等)

第4条 教育長は、委員の中から会長を指名する。

2 会長は、会の進行をつかさどる。

3 教育長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(意見の聴取等に関する協力の要請)

第5条 検討会は、必要があると認めるときは、第三者の出席及び意見の聴取並びに第三者からの資料の提出に関し、協力を要請するものとする。

(検討会の公開)

第6条 検討会は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、教育長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

(1) 神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29号）第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合

(2) 検討会を公開することにより公正かつ円滑な懇談会の進行が著しく損なわれると認められる場合

2 検討会の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成25年3月27日市長決定）を適用する。

(施行細目の委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の開催に必要な事項は、教育委員会事務局長が定める。

附 則（令和4年7月5日決裁）

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年7月5日より施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。